

第4次前橋市障害者福祉計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第4次前橋市障害者福祉計画策定業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本計画の策定にあたっては、障害福祉に関する直近の動向を分析するとともに、利用者のニーズや障害福祉の担い手の意見も取り入れる必要があります。効果的な計画の策定を効率的に進めるため、本計画策定業務について、プロポーザル方式により企画提案を求め、その中から最も優れた業者へ委託をするもの。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 第4次前橋市障害者福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙1、第4次前橋市障害者福祉計画策定業務委託仕様書（案）（以下、「業務委託仕様書」という。）による。

3 予算額

9,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：検査・分析・調査、小分類：地域計画調査」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。本市の入札参加資格を有しない者にあつては、本企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和7年4月16日(水)
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年4月16日(水)
質問受付期間	令和7年4月16日(水)～令和7年4月23日(水)
質問書への回答期限	令和7年4月30日(水)
提出書類受付期限	令和7年5月14日(水) 必着
審査(プレゼンテーション)	令和7年5月22日(木)
審査結果通知書の発送	令和7年5月23日(金)
契約締結、業務開始	令和7年5月30日(金)

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和7年4月16日(水)から令和7年4月23日(水)まで
質問様式	質問書【様式5】による
提出方法	メールで提出してください。なお、メールを送付後、電話でメールの到達確認を行ってください。
提出先	担当部署：前橋市役所 福祉部 障害福祉課 障害政策係 担当： メールアドレス：syogaifukushi@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和7年4月30日(水)までに前橋市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書等を提出してください。

なお、提出書類に掲げた書類の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加で書類の提出を求める場合があります。

(1) 応募申込書について

① 受付期間	令和7年4月16日(水)から令和7年5月14日(水) 午後5時まで(必着)
② 提出方法	持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による
③ 提出先	前橋市福祉部障害福祉課障害政策係 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目36番17号
④ 提出書類	ア 応募申請書【様式1】 1部 イ 業務実施体制申告書【様式2】 10部 ウ 業務実績調書【様式3】 10部 エ 企画提案書 10部 オ 見積書 10部 カ 会社概要(パンフレット、企業概要等) 10部 キ 誓約書【様式4】 1部

(2) 応募の注意事項

①企画提案書

- ア 表紙：必ず業務名、事業者名を記載すること。
- イ 様式：任意とする。ただし、サイズは原則A4の両面印刷で作成することとし、部分的にA3を使用する場合は片面印刷でA4サイズに折込むこと。
- ウ 内容：仕様書の内容を踏まえ、業務の進め方、手法、スケジュール等の提案について具体的に記載し、見やすく、わかりやすいものを作成すること。
また、仕様書に定めた業務以外であっても、専門的見地から本業務にとって有益と考えられる事項については、提案上限額以内の範囲で提案可能とする。
- エ 件数：1者につき1件までとする。

②見積書

- ア 様式：任意とする。見積書には消費税及び地方消費税を含む総額を記載する。見積書に記載する総額は「3 予算額」の予算上限額を超えない金額とすること。
- イ 内訳：見積額の積算根拠がわかるよう内訳明細書作成して見積書に添付する。

③提出書類の取り扱い

- ア 記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、または撤回することはできません。
- イ 提出書類の返却
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ウ 費用について
書類の作成、提出及び説明（プレゼンテーション）等申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- エ 公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部または一部を使用する場合があります。
- オ 資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

(3) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合

- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション（対面・準備含め1者20分を予定）により審査を行います。審査の結果、総合評価の最も高い応募者を契約候補者（優先交渉者）として選定し、次に評価の高い応募者を次順位者として選定します。

（1）選定審査委員会

審査は「前橋市障害者福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル選定審査委員会」を設置し、提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーションに基づき提案内容を審査します。

（2）審査日

令和7年5月22日（木）

詳細な日時、場所等については応募者へ別途連絡します。

※審査日の指定された時間に来られない場合は失格となります。

（3）審査基準

次の評価項目により審査する。

①本件業務の実施方針（50点）

- ・ 業務委託仕様書等の理解度
- ・ 企画提案の的確性
- ・ 提案内容の整合性
- ・ 提案内容の創造性、実現性

②コンサルタントとしての経験・能力（20点）

- ・ 類似業務の経験、実績
- ・ 当該業務に関する情報量
- ・ 業務推進上の要員計画及び社としてのバックアップ体制

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力（20点）

- ・ 類似業務の経験、実績、地域精通度、専任制
- ・ プレゼンテーションとコミュニケーション能力

④見積価格（10点）

（4）審査結果

応募した全ての事業者あてに審査結果通知を送付するとともに、前橋市ホームページに契約候補者について公表を行います。

（5）辞退

応募の手続きを行った後に辞退する場合は、令和7年5月20日（火）正午までに、辞退届（様式自由）を前橋市福祉部障害福祉課へ持参または郵送（一般書留・簡易書留）してください。

(6) その他

- ・応募者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しないこととする。
- ・評価点の最も高い者が複数いた場合、審査基準の①、②の合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として選定する。
- ・選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ・応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金有り（別紙2「契約保証金の納付について」を参照してください。）
 - ①契約候補者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付による保証
 - イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
 - ウ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
 - ②①の規定にかかわらず、過去2年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を提出し、審査の結果、承認された場合には契約保証金を免除するものとする。
 - ③①に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

11 別添資料等

- (1) 第4次前橋市障害者福祉計画策定業務委託仕様書【別紙1】
- (2) 契約保証金の納付等について【別紙2】
- (3) 応募申請書【様式1】
- (4) 業務実施体制申告書【様式2】
- (5) 業務実績調書【様式3】
- (6) 誓約書【様式4】
- (7) 質問書【様式5】

12 提出先・問い合わせ先

業務委託に係る問い合わせ先については、以下のとおりです。

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市 福祉部 障害福祉課 障害政策係

担 当 : 清水・渡辺

電 話 : 027-220-5713 (ダイヤルイン)

メールアドレス : syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp